

地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（平成30年3月29日環循総発第18032911号。以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、地方公共団体において、低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各地域の既存リソース（農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等）を駆使しつつ資源利用効率の改善・循環システムの効率化等を進める構想の実現可能性調査を実施するとともに、その構想の内容を当該地方公共団体の地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等に位置付ける事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第2欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合とする。

（3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第4欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）

があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。
ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業のうち、2年度目以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、当該年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それに

より得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。

- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 継続年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業のうち2年度目以降における間接補助事業について、間接補助事業者より、当該年度の交付決定の日の前日までの間において開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省環境再生・資源循環局長に協議することができる。

第4 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1

1 間接補助事業 の内容	2 間接補助 対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
地方公共団体において、低炭素化に貢献する地域循環圏の構築に向け、各地域の既存リソース（農林水産業を含む産業、技術、人的資源、社会関係資本等）を駆使しつつ資源利用効率の改善・循環システムの効率化等を進める構想の実現可能性調査を実施するとともに、その構想の内容を当該地方公共団体の地球温暖化対策地方公共団体実行計画、一般廃棄物処理計画又は環境基本計画等に位置付ける事業	事業を行うために必要な業務費（賃金、共済費・社会保険料、旅費、需用費・印刷製本費、役務費・通信運搬費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名 印

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)に係る
継続年度における間接補助事業について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)について、間接補助事業者より、継続年度の交付決定の日の前日までの間において、継続年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 継続年度における間接補助事業の概要

2. 継続年度の交付決定の日の前日までの間において、継続年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料